

ID: 186

担当部署: 産業観光課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	八頭町扇ノ山風の広場等施設条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復若しくは施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例に違反している者 (2) 許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日